

個人情報保護政策に係る検討の視点

令和7年1月21日

個人情報保護委員会事務局

目次

- 1． 個人情報保護法の沿革 ……P. 2
- 2． 現行制度の基本的な考え方 ……P. 8
- 3． 個人情報保護制度の基本的在り方に
関するヒアリングから得られた視点 ……P.15

1. 個人情報保護法の沿革

個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など
※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

1988年（昭和63年） 行政機関電算機個人情報保護法※成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年） 個人情報保護法等※成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年） 特定個人情報保護委員会 設置

2015年（平成27年） 個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年） 個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）

2016年（平成28年） 行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごとに見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年） 個人情報保護法 改正※ 2022年（令和4年）4月全面施行

※ 3年ごとに見直し規定に基づく初の改正

令和2年改正法

2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年（令和4年）4月一部施行 2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則【基本法】

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門【一般法】

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門【一般法】

注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される[特別法](#)も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の[特定分野](#)においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である[国公立の病院・大学等の法人又は業務](#)については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う[認定個人情報保護団体](#)に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（[個人情報保護指針](#)）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、[補完的ルール](#)も遵守する必要。

(参考) 個人情報保護に関する基本方針

(平成16年4月閣議決定、
令和4年4月1日一部変更)

- 政府は、個人情報保護に関する法律第7条の規定に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」を策定（個人情報保護委員会で作成の上、閣議決定）。
- 政府として、官民の幅広い主体が、基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請・推進。平成16年4月の策定以降、これまで累次の一部変更を実施。
- 令和2年改正法及び令和3年改正法の施行等に伴い、第196回個人情報保護委員会（令和4年1月）で決定した「見直しの方針」に関するパブリックコメントも踏まえ、新たな基本方針について、令和4年4月に閣議決定。

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

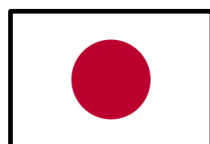
日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

(一般データ保護規則: General Data Protection Regulation)



EU



日本

十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保証されていることを欧州委員会が認めた場合。

体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

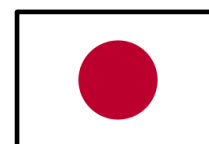
本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

個人情報保護法



EU



日本

国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合。

体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

EUによる十分性認定の効果

EUのGDPRにより、EUからの個人情報の移転には、次のいずれかの場合である必要。

- ①移転先の国の個人情報保護のレベルが十分であると認める場合（十分性認定）
- ②企業グループ内の内部規則や企業間の契約で適切な保護を確保している場合
- ③本人の明示的な同意がある場合



- 十分性認定を得ていることで、本人同意がない場合や企業間契約等がない場合であっても、EUから個人情報を日本に移転することが可能となるため、日本側の事業者にとって、機動性・柔軟性の観点から、メリットが大きい。
- また、世界で最も高い保護水準とみなされているEUから、個人情報の保護水準が十分（同等）であると認められることは、我が国の個人情報保護法制が世界各国から大きな信頼と信用を得ることに繋がり、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の観点からも、大きな効果がある。

※ 日本以外でEUから十分性認定を得ている国・地域（2024年6月時点）

アンドラ、アルゼンチン、カナダ、フェロー諸島、ガーンジー、ジャージー、マン島、イスラエル、ニュージーランド、韓国、スイス、英国、ウルグアイ、米国（EU米データプライバシー枠組み）

2. 現行制度の基本的な考え方

個人情報保護法の目的・基本理念

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

- ✓ この目的を実現するために、法律においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中であって、個人の権利利益を保護する上で求められる、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者や行政機関等においてこれらの特性に応じた遵守すべき義務を規定。
- ✓ AI、IoT、クラウドサービスや5G等のデジタル技術の飛躍的な発展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化し、データや技術が官民や地域の枠、更には国境を越えて利活用される今日における最新の情勢の下でも、基本的な法律の目的及び理念は、引き続き妥当であり、OECD加盟国をはじめ広く国際的な共通認識。
- ✓ 個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められていることも考慮する必要がある。

個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク

※民間部門におけるリスクを念頭に置いたもの

大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、一たび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。

個人情報取扱事業者は、個人情報を適正に取り扱うことを通じて、「個人の権利利益を保護する」ことが期待されている。個人の権利利益の侵害をもたらし得るリスクを回避することができるように、想定され得る多様なリスクについて検討を深めることが有用。

【想定され得る多様なリスクの例】

- (A) 住所、電話番号、インターネット利用の履歴等を、本人が想定していない事業者が入手し、これを手がかりに、勧誘等の直接的な働きかけがなされ、平穏な生活が害され、あるいは、犯罪等の悪意ある行為にさらされるリスク
- (B) 本人に係る情報が自身の想定を超えて事業者に取得され個人データとして利用され、本人の認知や関与がない状態の下で、そのデータ処理に基づく自らに関する評価や働きかけが行われ、本人の想定しなかった評価・判断を含む影響が生じるリスク
- (C) 本人が秘匿しておきたい自身の情報について、一旦事業者提供すると、自身が認識できない利用がなされる可能性が排除できず、不安を覚える状況になるリスク
- (D) 個人の特定・追跡技術の高度化・発展により、本人の気づかない間に又は意思に反して本人の個人情報等が取得・集積・利用されるに至った場合や、識別性がないとされていた情報が収集・処理されることにより本人に関する情報が集積されるとともに個人が特定されることが判明した場合のリスク

適正な個人データの取扱い確保のための規律

※民間部門に適用される規律について述べたもの

適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護するために、個人情報保護法において、次のような規律を整備。

これらは**全ての事業者**に適用される**最低限のルール**ともいえ、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により**必要に応じて上乗せ**される。

(1) 個人データに着目した規律

✓「**個人情報データベース等**」による**個人データの取扱いの危険性**に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

(2) 個人情報取扱事業者による適正な取扱い

① 本人の関与による適正な取扱いの確保

✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受け**つつ、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

（※）●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。

●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。

●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

② 事業者内における適正な取扱いの確保

✓ 偽りその他**不正の手段により個人情報**を取得すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により**不適正な利用**を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれ大きい。

✓ 利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから**正確性確保**を義務付け。

✓ 個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な**安全管理措置、従業員や委託先の監督**を義務付け。

個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則

(令和4年5月25日個人情報保護委員会)

- 「個人情報の保護に関する基本方針」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法第4条及び第129条第1号等の規定に基づき、各府省等の国の行政機関が、公的部門（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）及び民間部門（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等）の各主体による個人情報等の取扱いに係る政策（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すもの。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に取り組むことが期待。

1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的を明確にした上で、政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

2. 個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記1の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、政策分野に特有の事情（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む 権利利益の保護が確保されることが重要。

3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- ・ 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- ・ 個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、**利用目的が政策目的と関連するものであるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- ・ 個人情報等について、**違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施**することが必要。

4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- ・ 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、**個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定**し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。
- ・ 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による規律の適用が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

5.個人情報等の取扱いの安全性

- ・ 上記4を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況（取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。）、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、**必要かつ適切な安全管理措置**（組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等）**を検討**した上で取り組むことが重要。
- ・ 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、**新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- ・ 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る**本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養する**という観点から、**個人に寄り添った取組が重要**。
- ・ 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による対応が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- ・ 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、**全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要**。
- ・ 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、**プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築が重要**。
- ・ 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、認定個人情報保護団体制度の活用や、**新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。

基本原則に係る個人情報保護委員会の役割

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定、令和4年4月1日一部変更）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（1）各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

〔略〕複雑化する社会的課題の解決のため、各行政機関においては、裾野が広く、多様なデータの利用を伴う政策の必要性が高まっている。このため、**各行政機関が個人情報等を自ら保有し、又は、他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合**には、法を基盤的なルールとしつつ、個別の政策目的や、そこで取り扱われる個人情報等の内容や性質を踏まえ、法の目的であるプライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、**それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組むことが重要**である。

以上の取組を適切に推進するため、個人情報保護委員会においては、専門的かつ分野横断的な知見等を踏まえつつ、各行政機関と連携・協力するものとする。

- ✓ 基本方針にも記載のとおり、個人情報保護委員会においては、各行政機関が個人情報の取扱いに係る政策の企画立案・実施を行う際には、基本原則において示した基本的な視座を踏まえ、個人情報保護法との整合性の確認や具体的な運用の場面における利用・提供の適否に関する助言を行うなど、各行政機関との連携・協力を図っている。
- ✓ 各行政機関が、個別分野における実態を踏まえたデータ利活用や従来では想定していなかったデータ利活用の制度を立法措置する場合など、**個人情報の取扱いも含めたデータ利活用に関する政策の企画立案等を行うに当たっても、個人情報保護委員会は必要な助言等を行い、個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくりに向けた連携・協力を図っていく。**

3. 個人情報保護制度の基本的在り方に関する ヒアリングから得られた視点

個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリング

「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、個人情報保護委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリングを実施。

個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方といった制度の基本的在り方に関わる次元の論点について、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認するもの。

【ヒアリング対象】

（有識者：11名）

・石井夏生利氏 ・板倉陽一郎氏 ・佐藤一郎氏 ・穴戸常寿氏 ・新保史生氏
・鈴木正朝氏 ・曾我部真裕氏 ・高木浩光氏 ・高橋克巳氏 ・森亮二氏 ・山本龍彦氏

（経済団体・消費者団体等：17団体）

・一般社団法人AIガバナンス協会 ・一般社団法人新経済連盟 ・一般社団法人全国消費者団体連絡会
・一般社団法人データ社会推進協議会 ・一般社団法人電子情報技術産業協会 ・一般社団法人日本IT団体連盟
・一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 ・一般社団法人日本経済団体連合会
・一般社団法人日本DPO協会 ・一般社団法人日本ディープラーニング協会
・一般社団法人MyDataJapan ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
・公益社団法人全国消費生活相談員協会 ・国立研究開発法人情報通信研究機構
・サステナビリティ消費者会議 ・主婦連合会 ・プライバシーテック協会

ヒアリングでは、多くの論点について、様々な観点からの指摘があった。

ヒアリングから得られた**個人の権利利益の保護を要する局面や本人の関与の在り方等に関する視点は、特定分野におけるデータ利活用の議論を行う上でも有用**と考えられる。

今後とも、このような幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要であり、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることとしている。

ヒアリングから得られた視点 – (1) 保護法益について –

考慮すべきリスク

- (A) 評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク
- (B) 直接の働きかけを行うことのリスク
- (C) 秘匿領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、**バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半**。

このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があることの表れと考えられる。

保護を要する局面

- ① **本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること**
- ② **データ分析等を通じて評価・選別を行うこと**
- ③ **評価の結果を利用して本人に働きかけること**

など、様々な段階があることから、**それぞれの段階を念頭においた検討**を行うことで、より適切な規律となり得るのではないかと。

保護の対象、規律対象

法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、**様々な観点からの検討の余地**があり得るのではないかと。

- 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え
- 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え

プロファイリング

プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要との指摘も多い。

具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関わる論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

ヒアリングから得られた視点 – (2) 本人の関与について –

本人の関与

本人の関与の趣旨として大きく2つの考え方

①事業者におけるガバナンスを確保するための手段

個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在するとの前提の上で、次のa)、b)の考えがあり、どのような場合をb)の領域とするか様々な考えが示された。

a)個人の選択権であり本人の関与が当然認められるべきという考え

b)合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え

②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利

この中でも、次のa)、b)を両端として、その間で様々な見解が示された。

a)個人データは本人の所有物であり本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの考え

b)社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されとの考え

①の観点からは、**本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないか**との視点が得られた。ただし、**その場合においても②については別途、その要否や程度、手法等について検討する必要**があるものと考えられる。

特に**生成AI**については、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭において「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、**本人の関与は必要ないとする指摘が大半**であったが、②の観点から、**自分の情報のAI学習利用について関与が必要との考えも見られた**。

②の権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からの**データポータビリティも含まれるのではないか**という視点も得られた。ただし、**事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要**であると考えられる。

ヒアリングから得られた視点 – (3) ガバナンスについて–

ガバナンス

本人（個人）

個人の認知限界や個人と事業者との情報量・交渉力等の非対称性などの観点から、事業者における個人データの取扱いの改善を本人の関与により実現することを期待することは、現実的には相当程度に困難であるという認識は共有。消費者等の個人においても、全ての個人情報の取扱いの具体的な内容を監視するということは負担が重い。

事業者

事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やそのデータ処理のプロセスについて、実質的に第三者に依存するケース等が拡大。事業者が委託先の管理等を通じて安全管理義務を適切に果たせるかについては、否定的な考え方が示されている。これは、第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、個人データを第三者に継続的に提供する場合などにおいても同様。



現行法上、個人データの適正な取扱いの義務等を負う事業者も、ガバナンスの一端を担うことが想定されている本人も、個人情報の取扱いの適正性を確保する能力が不足している可能性がある。一方、適正に取り扱う能力のある者等に対して、実効的な規律が及んでいない可能性がある。こうした状況を踏まえ、個人データの取扱いの実態に即し、適正な取扱いの義務を負うべき者とそれぞれの義務の内容等に加え、認定個人情報保護団体やプライバシーガバナンスなどの自主的な取組等を織り交ぜた全体のガバナンスの在り方などについて幅広く議論を深めていくことが個人データの適正な取扱いの確保・促進につながるのではないかなどの視点が得られた。

ヒアリングから得られた視点 ー（４）官民を通じたデータ利活用等ー

行政機関等における個人情報の適切な取扱い

準公共的な分野での事業者と行政機関等が連携した個人情報の利用などを念頭に置いた、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘があった。

→官民を通じたデータ利活用については、いわゆる旧行個法が基本としていた考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、個人情報保護法の目的・理念に即し、全体としてバランスのとれた法の見直し・運用を行っていく必要があるのではないかとの視点が得られた。

特定分野における取扱い

個人情報保護法はあくまで一般法であることから、例えば、医療分野等の特定分野や、AIなどの特定の取扱い等については、一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用との意見もあった。

→一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律（特別法等）も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られた。